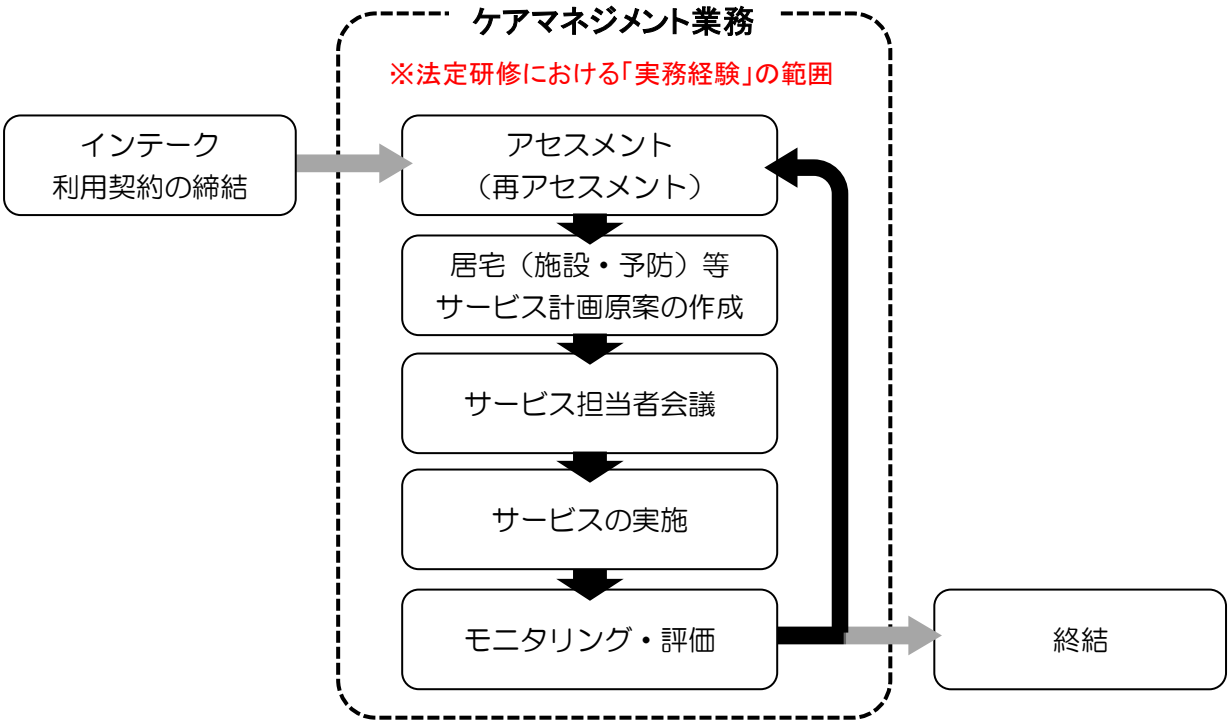
介護支援専門員法定研修における「実務経験」とは

法定研修における介護支援専門員の実務経験とは、以下 1～7 の事業所（サービス種別）または施設において、**介護支援専門員としてケアマネジメント業務（アセスメントからモニタリング・評価までの一連）に従事したこと**をいいます。

1. 居宅介護支援事業所
2. 特定施設入居者生活介護
3. 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
4. 介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設）
5. 介護予防特定施設入居者生活介護
6. 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
7. 介護予防支援事業所（地域包括支援センター等）



※ 次のような場合は**法定研修における「実務経験」には含まれません。**

◎要介護（支援）認定のための認定調査
◎利用者・サービス提供事業者との連絡調整業務のみに従事
◎事業対象者のケアマネジメント業務

（注）「法定研修における実務経験には含まれない業務」であっても「介護支援専門員の資格に基づく業務」である場合がありますのでご注意ください。